

荒尾市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、荒尾市広告掲載事業実施要綱（平成20年告示第128号。以下「要綱」という。）に基づき、荒尾市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 市ホームページに掲載する広告及び広告が直接リンクしているウェブページの内容については、荒尾市広告掲載基準（平成20年荒財第205号。以下「掲載基準」という。）に掲げる基準に適合するものでなければならない。

2 他のウェブページを集合し、情報を提供することを主たる目的とするウェブページで、掲載基準その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うウェブページを閲覧者にあっせんし、又は紹介しているウェブページの広告は、掲載しない。

(掲載位置)

第3条 広告の掲載を行うページ、位置及び枠数は、市長が決定する。

(規格)

第4条 掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦100ピクセル 横250ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（静止画のみ）、JPEG、PNG
- (3) 容量 500キロバイト以内

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月を単位とする。ただし、1月を超える連続した期間を掲載期間とする場合は、当該広告を掲載する年度の3月31日までを限度とする。

(掲載の申込み)

第6条 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、荒尾市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載を希望する広告の原稿、その他必要な書類を添えて、市長に申し込むものとする。

2 広告の原稿の作成は、申込者の責任と費用負担によりこれを行う。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、第2条に規定する基準に基づき、申

込順に従い広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、荒尾市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、その結果、掲載内容、条件等について申込者に通知するものとする。

（掲載料）

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が支払う広告掲載料は、次の表のとおり（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

広告主	単位	広告掲載料
市内事業者	月	4,000円
その他事業者	月	5,000円

- 2 掲載期間に、1月未満の端数があるときは、その端数については日割りにより計算する。
- 3 広告主は、指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付するものとする。

（内容等の変更）

第9条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページの内容等（以下「広告内容等」という。）が要綱及び第2条に掲げる基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

（リンク先の変更）

第10条 広告主は、広告のリンク先等を変更するときは、変更希望日の7日前（閉庁日を除く。）までに荒尾市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し出なければならない。

（掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- （2）第9条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
- （3）その他広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

（掲載の取下げ）

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、掲載中止希望日の7日前（閉庁日を除く。）までに荒尾市ホームページ広告掲載申込書により、

市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(掲載料の返還)

第13条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済み月額総額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(掲載期間の延長)

第14条 市長は、広告の掲載期間内に荒尾市の都合で市ホームページを閉鎖した場合又は広告主の責めに帰さない理由により荒尾市が広告を掲載できなかった場合は、閉鎖日数又は掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、閉鎖日数又は掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(補足)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月2日から施行する。ただし、第4条及び第8条第1項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。